

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る島田市の対応方針

令和3年8月5日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示、政府対策本部の基本的対処方針及び静岡県の対応方針に基づき、次のような措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年8月18日（水）～8月31日（火）

2 措置区域で実施する措置の内容

（1）商業施設に対する営業時間短縮要請

島田市内での人流を抑制し人と人との接触機会を減らすために、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある施設に対し、法第31条の6第1項に基づく「飲食店に対する営業時間の短縮要請」を実施するとともに、法第24条第9項に基づく「大規模集客施設への営業時間の短縮要請」を以下のとおり実施する。

ア 要請期間

令和3年8月18日（水）0時から8月31日（火）24時まで
（8月18日及び19日を準備期間とする）

イ 飲食店

以下のすべてを満たす飲食店

- ① 食品衛生法第55条の許可を受けた、食品衛生法施行令第35条第1号（飲食店営業）に定める営業を行う施設
- ② 日本標準産業分類上、中分類76「飲食店」に分類される施設

施設の例示
レストラン、日本料理店、ラーメン屋、そば・うどん屋、中華料理屋、寿司店、ハンバーガー屋、定食屋、喫茶店、居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼鳥屋、焼肉屋、バー、パブ、ナイトクラブなど

※対象とならない施設の例

ホテル・旅館等での宿泊者専用の食堂、テイクアウト型・デリバリー型の飲食店、弁当屋、コンビニのイートインなど

ウ 大規模集客施設

建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模な集客施設

① イベント関連施設

a 要請

- 1) 人数上限5,000人かつ収容率50%以内
- 2) 午後8時までの営業時間短縮（イベント開催時は午後9時まで）

3) 映画館は午後9時までの営業時間短縮

b 対象施設

1) 劇場、観覧場、映画館、演芸場など

2) 集会場、公会堂など

3) 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど

4) ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

5) 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ

6) 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など

② 商業施設

a 要請

午後8時までの営業時間短縮

b 対象施設

1) マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など

2) 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など

3) スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など

4) 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など

(2) 市主催行事等の取扱い

ア 当初から感染防止対策を徹底したうえで規模縮小・実施要領を工夫した計画としていることから、一律に中止することなく、個別の事情に応じて対応する。

この際、必要性（緊急性・重要性）、時期的な開催意義、実施によって得られる期待効果、行事参加者の感染リスクや重症化リスクの度合い、住民感情等を考慮し、さらなる規模の縮小・実施要領の変更、中止、延期等の選択肢について、より慎重に検討する。

イ 市共催行事については、市としての意見を付し共催相手との協議により決定する。

(3) 市の公共施設の運営

ア 不特定多数の人が利用する施設の利用については、施設設置の目的、市民の利便性の確保、感染対策徹底の可能性、住民感情等を考慮し、営業時間の短縮等を個別に検討し市民に周知する（既に営業時間短縮を行っている場合はこれを継続）。

イ 施設利用者の発熱等チェック、施設内の3密回避、換気等、従来以上に感染予防対策を徹底するとともに、施設利用者への注意を喚起する。この際、可能な範囲で施設利用者の把握に努める。

(4) 地域や団体主催行事等の取扱い

主催者側の判断によるものとし、一律の中止要請は行わない。但し、デルタ株の感染リスクや県を挙げた感染抑制対策中である趣旨を踏まえ、開催についてはより慎重に検討するよう申し入れる。

この際、行事实施の判断、感染防止対策の具体的実施要領等について、従来通り、求めに応じて所管課および危機管理課で助言する。

3 県と連携して対応する措置の内容

感染の状況等を継続的に監視・評価し、市民に対し、市内外の感染状況など適切な情報提供を行う。

デルタ株をはじめとする変異株ウイルスは、従来株やアルファ株に比べ感染力が非常に強く、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されていることから、不織布マスクの確実な着用や手指消毒、常時換気またはこまめな換気（1時間に2回以上かつ1回に5分以上）、人と人との間隔を2メートル空けるなどの基本的対策については、従来以上の徹底を図るほか、集団や団体を形成する場面を極力減らす、学校の部活動や事業所・福祉施設等での休憩室利用は細心の注意を払うことなどを呼びかける。

(1) 密の徹底回避、移動及び人との接触機会の減少

ア 市民への外出自粛要請

市民に対し、医療機関への通院や食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出自粛を要請する。

イ 県境を跨ぐ移動制限等

- ① すべての都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を要請する。とりわけ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域との移動・往来は回避するよう強く要請する。
- ② 不要不急の市町を跨ぐ移動についても、努めて控えるよう要請する。

ウ 「密」の回避

従来、3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面において、感染が拡大するとされてきたが、デルタ株の強い感染力を踏まえ、現在は、たとえ「1密」であっても回避することが求められる。人と人との距離を従来以上に離すことを心がけるとともに、屋外であっても密にならないよう配慮する必要がある。

エ 会話や歌唱の際の注意

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大する事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。また、デルタ株の強い感染力を踏まえ、マスクを着用していても、大声の会話・歌唱については、屋外を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

オ 飲食の際の注意

飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底を継続的に呼びかける。

また、仲間同士で行うバーベキューやホームパーティーでの感染拡大が見られることから、同居家族以外との多人数での飲食をはじめ、路上や公園での飲食は自粛するよう呼びかける。

未成年者による飲食クラスターの発生事例があったことから、親睦会等の飲食機会の回避又は感染防止に向けた注意喚起を徹底する。

カ 飲食店等での対策

飲食店を利用する場合は、県が推進している「ふじのくに安全・安心（飲食店）認証」を受けた店舗を利用するよう呼びかける。県の認証店舗が近くにない場合は、飲食業団体等が一定の感染対策を実施していると認めている店舗を利用するよう呼びかける。

（2）催物（イベント）の開催制限等

ア 開催制限の目安等

下記収容率または人数上限のいずれか小さい方

- ・収容率：100%以内（大声なし※）又は50%以内（大声あり）
- ・人数上限：5,000人以下

※大声での歓声、声援等がないことの判断については、実態に照らして、個別具体的に判断する。

イ 主催者における感染対策

市内で開催される催物等において、主催者に、マスクの着用、入場時の検温、密集の回避などの基本的な感染防止対策の徹底や参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用を働きかけ、適正に実施するよう呼びかける。

また、県境・市町を跨ぐ移動・往来の自粛を要請している趣旨を踏まえ、全国的な催物の開催については、県外からの参加自粛の呼びかけを行うなど慎重な対応を要請する。

なお、飲食の取扱いについては、酒類提供を含め飲食店に対する要請内容に準じることとする。

ウ 事前相談の対応

- ① 参加者が1,000人を超える催物又は全国的・広域的な移動を伴う催物は、県に対し事前相談を行う。
- ② その他の行事開催についても、求めに応じ相談への対応・助言を行うとともに、感染予防対策用備品類の貸し出しを行う。

（3）感染者数の抑制

ア 事業所、医療・福祉施設等での対策

- ① 業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底をはじめ、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。

- ② 入館・入室者の検温、施設利用自粛、マスク着用、手指消毒などの徹底を呼びかけるとともに、顧客や利用者の名簿作成、接触確認アプリ(COCoA)の活用などの対策を呼びかける。
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避、特に、「居場所の切り替わり」時(休憩室、更衣室、喫煙室等)の感染防止対策について、注意喚起する。
- ④ 事業者に対しては、在宅勤務(テレワーク)、時差通勤、自転車通勤、人との接触を低減する取組など、「出勤者の7割削減」を含めた感染防止対策の強化を要請する。
- ⑤ 市職員の感染リスクの高まりに応じ、テレワークやサテライト方式の勤務態勢を取り入れる。

イ 学校教育活動での対策

- ① デルタ株等の変異株ウイルスについては、若年層への感染拡大が従来株よりも強く懸念されることから、基本的な感染防止対策の更なる徹底を児童・生徒に周知する。
- ② 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、感染防止と学習機会の確保の両立が図られるよう適切な対応を継続実施する。
- ③ 部活動、課外活動等における集団行動・団体行動の場で感染リスクが高まることを踏まえ感染防止対策を徹底する。
- ④ 学校行事等については、各学校の特性に応じて個別に対応する。
- ⑤ 夏休み明け後の登校や学校職員の出勤に際し、発熱管理等を徹底し、学校内へのウイルス持ち込みを徹底して防止する。

ウ クラスタ発生抑制

- ① デルタ株の感染力は強く、様々な施設・団体にクラスタが発生すると見込まれることから、高齢者・障害者・児童福祉施設・幼稚園等及び希望する学校に対し、県を通じて抗原定性簡易キットの配布を受け、感染者の早期発見に努める。
- ② 高齢者施設、学校、保育園等で感染者が発生した場合、市独自施策である新型コロナウイルス感染者周辺検査事業を活用し、クラスタ発生や拡大を未然に防止する。

(4) 医療提供体制及び療養体制の充実・強化の寄与

ア 島田市立総合医療センターの対応

新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を継続し、感染症指定医療機関として、地域に求められる役割を果たしていく。

イ 県(中部保健所)の求めに応ずる応援職員を適時派遣する。

ウ 自宅療養者への対応

- ① パルスオキシメーターの貸与や食料確保の状況について個別に県に確認する。
- ② 県が実施する地域医療機関との連携によるリモート診察の対応状況に

ついて把握する。

(5) ワクチン接種の推進

ア ワクチンの供給、接種体制確保を前提に、計画に基づき11月中に対象者（希望者）へのワクチン接種を完了させる。

イ ワクチン供給量等の接種体制の状況を踏まえつつ、40歳以下の市民に対するワクチン接種促進の効果的な呼びかけを行なう。

ウ 県と連携し、必要なワクチン確保が滞ることがないように措置する。

エ 副反応等の情報を適切に市民に提供し、接種に対する不安を取り除く取組を進める。

オ デルタ株は、ワクチン接種者も感染（いわゆるブレークスルー感染）するため、マスク着用の継続を徹底する。

(6) その他

ア 経済・雇用対策

① 時短要請への協力金に加え、幅広い業種に対する県独自の応援金の支給制度について周知し、活用を促す。

② 飲食店や宿泊施設が取り組む感染防止対策が一定の基準に適合した場合に店舗や施設ごとに認証する「ふじのくに安全・安心認証制度」を普及するため、関係事業者に制度を周知するとともに、認証取得のために要した感染対策経費について必要な助成制度について周知する。

③ 感染症の動向と経済に与える影響を適時把握し、感染防止対策を講じつつ、県制度融資による資金繰り支援、雇用調整助成金等による雇用維持といった緊急対策の活用を促す。

④ 市長会等と連携し、持続化給付金の再度の支給や雇用調整助成金の特例措置の延長等について、国に対して強く求めていく。

イ 誹謗中傷等の根絶に向けた呼びかけ

感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々をはじめ、飲食等の業界に携わる事業者・従業員、用事があって来県した他地域の方などを対象とした心ない誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。